

電子政府・電子自治体実現に携わる方々に

行政手続 オンライン化3法

—電子化時代の行政手続—

宇賀 克也 著

(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

第155国会(2002年12月)で成立した、行政手続オンライン化関係3法の解説書です。国や自治体職員の方にも行政書士・司法書士の方にも、電子政府・電子自治体のシステム開発に携わる技術系の方にもわかりやすく解説されています。

A5判 192頁 並製 定価 本体1,800円+税

●主な特徴●

1. 行政手続オンライン化のための、わかりやすい解説書

行政手続オンライン化関係法は、法律及びIT分野の2つの専門分野にまたがり難解であるため、平易な言葉で解説。また必要に応じて図表を用いて解説。

2. 各章・節の冒頭に、解説のポイントを明記

ポイントを読むことで、まず大枠を理解できます。そのポイントを踏まえて本文をお読みいただくことで、より理解が深まります。

3. 行政手続法の基本的仕組み、オンライン化に際しての法的留意点を整理

本書によりオンライン化法を理解する上での最低限の行政手続法の知識を改めておさえることが可能。また行政手続法と行政手続オンライン化3法との関係、各法律の論点についても言及。

●本書のポイント●

1. 著者による「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(案)」

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では地方公共団体に、情報通信技術利用推進のため必要な措置を講ずる責務を課していることから、行政手続オンライン化条例の立案時に有用な情報に。

2. この分野でおさえておくべき専門用語については、巻末の用語集を参照可能

法律及びIT分野の2つの専門分野にまたがる法律であることから、両分野でおさえておくべき用語を巻末に収録。法律の知識のない方、IT用語に抵抗のある方にもお役立ていただけます。

公務員、行政書士の方の新しい行政手続の理解に

行政手続等のオンライン化法制の全体像を理解するためには、その施行に伴う関係法律の整備法も併せて参照する必要がある。また、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」は、地方公共団体が国民個人を認証するものであり、オンライン申請・届出等において、今後広く利用されるものと思われる。…(中略)…

著者は、これまで、技術系の方も含めた研究会で行政手続等のオンライン化について研究することが少なくなかった。その際に感じたことは、実際に行政手続等のオンライン化のためのシステムを設計する技術者の方に、行政手続法を理解してもらうことが不可欠であるということであった。(はしがきより)

SEの方のシステム設計時の法律理解に

目次

はしがき

第1章 行政手続オンライン化3法の制定経緯

第2章 オンライン化3法と行政手続法・条例

第1節 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

第2節 行政手続オンライン化の行政手続法・行政手続条例への影響

※著者による「行政手続等における情報通信技術利用に関する条例(案)」も収録

第3節 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第4節 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

第3章 用語集

第4章 資料編

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

索引